日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた協議会設置要綱

（目的）

第１条　日本橋川周辺では、首都高日本橋区間の地下化や民間による大規模開発など、まちづくりの動きが活発化しており、この機会を捉えて高質な水辺環境を創出していくことが重要である。

令和７年度に策定した「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針（取組方針Ver.1）（以下「基本方針」という。）を踏まえ、令和８年度に策定した「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた実施方針（取組方針 Ver.２）（以下「実施方針」という。）に基づいて、水辺空間のにぎわい、水辺景観の向上及び水質改善に関して官民が連携して具体的な取組を進める。

日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた協議会（以下「協議会」という。）は、水辺に顔を向けたまちづくりの実現に向け、これらの取組の進捗を確認するとともに、各取組を共有した上で、実施方針の更新に向け、関係自治体及び事業者が連携し、整備の方向性を協議することを目的とする。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議する。

一　日本橋川沿いの親水空間及び景観の基本的な考え方に関する事項

二　日本橋川沿いの今後のまちづくりに関する事項

三　日本橋川の河川環境改善に関する事項

四　第１号から第３号までにおける、官民連携に関する事項

五　その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　協議会は、別紙に掲げる委員等により構成する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　委員が欠けた場合に補欠の委員を選任する際の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第５条 協議会には、座長及び副座長を置く。

２　座長は、協議会の議事を主宰する。

３　座長は、必要に応じて、委員等以外の者の出席を求めることができる。

４　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職を代理する。

（会議）

第６条　座長は、必要に応じて委員等を招集し、会議を主宰する。

２　会議は非公開とする。

３　議事次第及び議事要旨は、協議会の終了後に公開し、協議結果については、取りまとまり次第、公開する。ただし、座長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

４　座長は、必要に応じて、協議事項の内容を記載した書面を各委員等へ送付し、意見を聴き、協議会の会議に代えることができる。

（オンラインによる協議会）

第７条　座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信等により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。）を活用した協議会を開催することができる。

（部会）

第８条　座長は、協議会を円滑に運営するため、必要に応じて部会を置くことができる。

（事務局）

第９条　協議会の事務局は、東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課及び総務部企画技術課に置き、協議会運営のための事務は事務局が処理するものとする。

（守秘義務）

第 10 条　協議会の委員等及びその他出席者は、会議により知り得た情報などについては、公表されるまでの間、この協議会の目的以外に利用し、又は第三者に提供若しくは開示してはならない。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、協議運営に必要な事項その他必要な事項は、協議会で定める。

附則

この要綱は、令和８年６月 11 日から施行する。

別紙

【日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた協議会】　　委員等一覧

氏名	職名
（学識委員）	
岸井　隆幸	日本大学 名誉教授　【座　　長】
知花　武佳	政策研究大学院大学 教授　【副 座 長】
廻　　洋子	敬愛大学 情報マネジメント学部 特任教授
中島　典之	東京大学 環境安全研究センター 教授
田中　里沙	事業構想大学院大学 学長
米家　志乃布	法政大学 文学部　教授
横張　　真	東京大学　特任教授
（幹事）	
東京都 政策企画局 計画調整部長	
東京都 生活文化局 文化振興部長	
東京都 都市整備局 企画担当部長	
東京都 都市整備局 景観・プロジェクト担当部長	
東京都 都市整備局 まちづくり調整担当部長	
東京都 都市整備局 都市基盤部長	
東京都 環境局 自然環境部長	
東京都 産業労働局 観光部長	
東京都 建設局 企画担当部長	
東京都 建設局 河川部長	
東京都 建設局 道路保全担当部長	
東京都 下水道局 計画調整部長	
千代田区 まちづくり担当部長	
中央区　　都市整備部長	
首都高速道路㈱ 計画・環境担当部長	
首都高速道路㈱ 更新・建設局 副局長	